

私たちの施設は、「福祉サービス第三者評価」を活用して、利用者サービス向上のために常に努力しています。

「福祉サービス第三者評価」を踏まえたサービス改善計画・実施状況

事業所名 杉並区障害者雇用支援センター			第三者評価受審年度	令和6年度
項目	評価結果に基づく現状分析 (令和6年度)	改善計画 (令和6年度末時点)	実施状況 (年度末時点)	実施状況 (年度末時点)
利用者の健康・生活面における家族の協力や関係機関との連携の強化について	●健康面や生活面に課題があり、安定した通所が難しい利用者は就労に至らないことが多々ある。 ●家庭内での関与が希薄であったり、グループホーム等で単身生活を送っている利用者にその傾向が高く現れており、これらの安定した職業生活に向けた土台づくりへの対応が求められている。	●モニタリングでの本人の意向を踏まえたきめ細やかな個別支援計画の作成や運動プログラムの導入等により、健康面・生活面の課題解決に向けた支援を充実する。 ●家族や特定相談支援事業所等の関係機関と課題の共有化を図るとともに、適切な役割分担のもとで協力・連携関係を構築して、課題解決の取組を進める。		
重度障害者や短時間労働希望者等の新たな職場開拓について	●法定雇用率の引き上げや重度障害者等が短時間就労した場合の雇用カウートの改善など、障害者雇用促進の制度改正に伴い、それに対応した雇用創出が求められている。 ●多様な障害特性のある利用者が増えていることに伴い、利用者が希望する就労形態も多様化してきている。	●週10時間以上20時間未満の短時間就労の場を拡大するため、業務の切り出し事例などの情報を蓄積し、企業からの相談対応に活用する。 ●ハローワークとの連携を強化し、法定雇用率未達成の区内企業を中心とした職場開拓を促進する。		
訓練プログラムや就労支援におけるマニュアル作成について	●障害別プログラムやSSTを各職員が個別に担当し、きめ細やかに実施しているが、その内容は職員間の情報共有のみにとどまっている。 ●将来的なジョブローテーションも視野に入れて、支援のノウハウや技術の継承を図る取組が求められる。	●これまでの訓練プログラムや就労支援の方法を体系的にまとめ、就労支援の経験が少ない職員にも理解しやすい実践できるマニュアルを作成する。 ●職員の経験年数等に基づくより効果的な人材育成計画を再度作成し、職員の意欲と能力の向上に繋げる。		

※この様式は、「杉並区障害者通所施設サービス推進事業補助金交付要綱」の規定に基づき、利用者の皆様にお知らせするためのものです。

※「項目」は、第三者評価における「さらなる改善が望まれる点」などを参照に、施設が独自に決めています。

※第三者評価の結果は、施設において公表しています。